

## 9、干ばつ対策

## (1) 干ばつ状況と祈禱

嘉永六年六月三日、米国のペリーが黒船四隻を率いて浦賀沖に船をとめて、わが国の朝野を驚かせたが、その年、西日本一帯は大干ばつに見舞われ、今治藩内の村々においては、同年七月、八月の間、雨乞いの祈禱に明け暮れた。柳原家記録願控によると、その年の干ばつの模様及び、雨乞い祈禱について詳細に書きとどめている。

## 「覚書

一、五月一五日夕方より雨降りはじめ、同一六日朝より昼後まで、少々の間あがり、同日昼後より同一八日まで大雨、同一九日朝より晴、また二〇日夜少々降り、二二日朝方

晴れる。

その後、少しも雨なく、去る七月二一日夜六つ時過ぎ、四半時たらず夕立雨降り申し候ところ、屋すだれ、だいぶ落ち申し候程のこと、それより八月二日、八つ半時分雨降りはじめ、翌三日夜、四つ時分まで南東風にて、時々、雨降り申し候につき、四つ半時より西風にかわす。夫より追々晴れる。

一、八月一二日、八つ時分雨降り出し、同夜四つ過ぎより晴れる。」

右によると、五月二二日の朝から八月一二日まで、夕立、小雨のほかは雨に恵まれなかった。そして、藩内あげての真剣な雨乞い祈禱の様子はつぎの通りである。

「一、当夏、干ばつにつき、諸所にて御祈禱これあり候のこと。

一、棕名村渦浦八幡宮、六月一四日より同二〇日まで、いち七日の間、五穀成就、雨乞い御祈禱、御上より仰せ出だされ候。

一、本庄村田中宮において、六月二五日より、七月一日まで、五穀成就、雨乞い御祈禱、郡中より仰せつけられ候。

一、同田中宮において、七月四日より同一〇日まで、いち七日の間、五穀成就、雨乞い御祈禱、御用所より仰せ出だされ候。

一、右三度ながら、御祈禱中の内、曇り、雨模様はこれあり候えども、雨降り申さず候。  
 一、大浜八幡宮において、七月二三日より同二〇日まで、いち七日の間、地、島一統、五穀成就、雨乞い御祈禱、御用所より仰せ出だされ候。中日に一二神祇、仰せつけられ候。初中後、御家老様はじめ、御役人様御参詣。

一、七月二〇日より二六日まで、下弓削、ほうおう宮において、いち七日の間、雨乞い、五穀成就御祈禱、郡中より、去る中日、郡御奉行様、御代官様、御目付様御参詣。但し、御代官様の儀、御差支え御参詣御座なく候。

一、同二五日より、いち七日の間、戸台村（宮窪町）滝のところにおいて、雨乞い、五穀成就御祈禱、御勘定所より仰せ出だされ、さる村々庄屋ども、参詣申しつくべく候ところ、弓削表において祈禱最中にこれあり候間、郡役所申し合わせ、一人ずつ、初中後、参詣致し候よう、御勘定所より仰せ出だされ候こと。」

さらに、干ばつの被害が深刻になってきた状況をつぎのように記録している。

「覚

- 一、飲み水、不自由に御座候。
- 一、池水、出し切り候。

一、四方水なく御座候。

四歩通り、大痛み御座候。

一、いも作、五歩通り、生い立ちおり申し候。

一、牛馬飼い葉なく、不自由に御座候。

一、当夏、大豆一步作。

一、同小豆種、□□程のことに御座候。

右の通り、これまでの荒れ模様、書きつけ差し上げ申し候。以上

丑七月一七日

庄屋、組頭」

(2) 干ばつの救援措置

大名の収入は領内の百姓の生産する米麦の貢納物が主であったから、一たん、凶作に襲われると、それは藩の重大事であり、下手をすれば、領民に多数の餓死者を出すのみならず、ことによっては、打ちこわし、逃散、強訴等の騒動をひき起こし、藩の存立をおびやかすことでもあった。

そこで、凶作の年には、検見を延期したり、年貢のとりたての猶予、米麦の貸し付けなどを

して、領民の救済をはかった。

嘉永六年の干ばつによる被害困窮に対して、今治藩のとつた救済措置について、柳原家記録願控はつぎのように述べている。

「覚

一、米麦二八〇俵 大島

一、同、二五二俵 伯方、上島

当年、まれなる干ばつにつき、夏以来、干損おびただしく、殊に、稲作皆無の場所少なからず。一統心痛のこと。中略

これによって、天保六末年以来、検見延引。年出来高残らず下げつかわし候間、めいめい、出来に応じ、正路の割り徳申すべく候。

丑十一月」

「村々、当年干損につき、難じゅう。よつて、米麦拝借の儀願ひ出で、存じ寄り、郡内差しつかわし、返納の儀はおいおい、さしはかりに及び候間、正路の割り方致すべく、且つ、又、米麦渡し方、一刻もさし急ぎ候間、品々受け取りにまかり出で候よう、御はかり申すべく候。以上

一、米五〇〇俵

一、麦五〇〇俵

内

米五六〇俵

麦三四〇俵

さしつかわす

御代官所

丑十二月三日

大島大庄屋

同改 中

### 三、災 害

#### ・ (一) 地 震

椋名の元庄屋、柳原家の記録によれば、明治五年二月六日より、全年三月六日まで、一ヶ月

間の長期にわたって、断続的に地震が起こり、人々を恐怖に誘い込んでいる。以下にその記録のあとをたどってみる。

地震

- 一、二月六日申下刻 終夜少しずつ震い、折々、大分震う。
- 一、七日 少しずつ震い、戌刻大分震い、夜も時々震う。
- 一、八日
- 一、九日
- 一、十日 朝震い、それより間遠くなり、この様子なれば治より候間申し居り候処、寅刻、余程震い、子の下刻、少し震い、それより朝まで治まる。
- 一、十一日 辰刻、小さく震い、己中刻、前の大震に房り、普通の四分位震い、夜分は震いなし。
- 一、十二日未刻 小さく震い、翌朝まで震いなし。
- 一、十二日己下刻 壹分半震う。
- 一、十四日

- 一、十五日 辰刻小震
- 一、十六日 未刻小震
- 一、十七日 未刻小震
- 一、十九日 午刻より未上刻まで多く震い、酉上刻貳分震う。
- 一、廿日 戌上刻壹分五震う。
- 一、廿一日
- 一、廿二日 未上刻貳分震う。
- 一、廿四日 辰下刻時合より西風、午刻よりはげしく。
- 一、廿五日 夜半時分、たびたび夜
- 一、廿七日 夜三度小震 廿
- 一、廿九日 申刻より多く震い、寅刻壹分震う。
- 一、卅日 卯刻より多くて止む。戌下刻より雷多く、寅刻時分より多くて止む。
- 一、三月一日 卯刻より晴天
- 一、三日頃に局
- 一、同五日 未刻小震
- 一、同六日 戌刻小震

### (三) 明治一七年の暴風雨、津波の災害

明治一七年八月二五日、暴風雨、津波が襲来した。

昭和四六年八月二〇日に、今治市付近を通過して大災害をもたらした台風一〇号の被害も近年稀な強い台風であった。これによって、津倉小学校の校庭の巨木、ヒマラヤシーダーが倒れ、吉海中学校は校舎の屋根瓦をはがし、亀山小学校も屋根瓦をはじめ相当の被害を受けたことは、まだ、生々しい記憶に残っていることであるが、明治一七年の暴風雨、津波の被害は、記録、伝承等を総合して判断するに、台風一〇号の場合よりも、はるかに強烈で、大きかったようである。

津倉村史材には、つぎのように記録している。

明治一七年八月二五日暴風記事

一、暴風に罹りたる地名 仁江村、八幡村、幸新田村

右村の内、猛烈を極めたる地名、仁江村の内、志津見、平草、五反地、長尻、八幡村の内、家の下、浜屋敷、下清水、清水、古川跡、井手口、荒畑、幸新田村、

一、暴風時刻

八月二五日午後五時吹き起こり、翌二六日午前五時やむ。

一、風位風力

東風猛烈、二五日午後一二時、西南風に吹きかえし、台風にして樹幹を倒し、家屋を破かいた。

一、天候

暴風前大雨、以後二六日午前五時曇天に交す。

一、海嘯洪水等

暴風中、西南風に転じたる頃より俄に陸地に海嘯す

一、損害個数

暴風の損害

仁江村家屋三軒、官木松木三本根倒れ、八幡村家屋六軒、官木松木一本根倒れ幸新田村

官木松木一本枝折れ

海嘯損害

仁江村家屋一一軒

田反別八町一畝歩 稲

畑反別二反一畝歩 甘藷 きび

宅地反別四反一畝歩

八幡村家屋三軒

死亡人員三名 男一名、女二名

田反別一三町四反一畝歩 稲

畑反別三反五畝歩 甘藷、きび

宅地反別八畝二〇歩

幸新田村家屋六二軒

田反別二七町六反七畝一〇歩 稲

畑反別二町五反六畝一二歩 甘藷、きび

宅地反別二町二反二畝一七歩

雑種地反別九畝二二歩

堤防切断一ヶ所、延長七五間

右報告候也

明治一七年九月一日

越智郡仁江、八幡、幸新田村

戸長 小原盛策

代理用係 矢野佐七

今治警察署宮窪分署御中

明治一七年八月二五日、暴風雨記事

一、越智郡本庄村

一、暴風午後四時過ぎより明二六日午前五時まで、

一、東暴風四時より全一〇時まで、全一時より南西台風に転じ、明二六日午前五時まで

一、天候、雷、落雷なし。

一、家屋二戸流失。

一、製塩場家屋二戸分悉皆流失。

一、外に右全一一戸製塩場の内、建家一八棟流失す。

一、道路二ヶ所破損

一、海岸潮除堤塘九ヶ所大破

一、稲田反別、およそ二二町五反歩損害

一、甘藷畑反別、およそ一〇町八反歩損害

一、宅地反別一反歩損害  
右報告候也

明治一七年八月二八日

越智郡本庄村戸長 野間豊五郎

今治警察署宮窪分署御中

官費修繕所大破の儀に付き届く

越智郡本庄村字前堀

一、潮除堤防 東側一ヶ所

全郡全村全所

一、樋管 西側一ヶ所 東側三ヶ所

全郡全村字後堀

一、潮除堤防 北側一ヶ所 南側一ヶ所

全郡全村字向堀

一、潮除堤防 西側三ヶ所 北側二ヶ所



右者本月二五日午後一時頃なるや。暴風雨にて潮満ち上り、それが為に、堤防一面に潮打ち越し候に付き、村民共呼び出し、種々の防ぎ方仕り候得共、追々、潮満ち上り、平素より、およそ、四尺余りにて、前記の個所大破に相成り候間、このままに数日も捨て置き候ては、塩田は勿論、田畑、宅地も大潰れ相成り、容易ならざるの個所に候間、大急ぎ御検査修繕成し下され度く、この段、御届け仕り候也。

明治一七年八月二十六日

越智郡本庄村惣代 藤本保五郎

戸長代理用係 西部宝順

越智野間郡長 黒川通成殿

越智郡幸新田村字大土手九月五日潮止め記

- 一、土俵 高さ一間三合
- 一、土俵数 五八一〇俵
- 一、一坪に付 一〇六俵
- 一、人足遣数 二七九人
- 一、指図人 数十人

但し、藤本保五郎、藤田伊十郎、村上新八、池田広平、柳原豊治、村上米吉、矢野僖作、池田光治、村上秋五郎、野間峰三郎

- 一、杭の数 九六七本
  - 一、潮止め坪数一〇九坪二合、但し半分、
  - 一、土俵 平均一俵目方およそ一三貫
  - 一、人夫に上人、下人の差別これ有り候得共、その賃金一五銭
  - 一、今夜満ちたる潮面より上へ土俵二尺五寸
- 右の通りに候也

明治一七年九月六日

越智郡本庄村戸長 野間豊五郎